

成年後見制度利用のための

専門職相談 派遣事業



弁護士

司法書士

社会福祉士

を協議の場に派遣します！

無料

2回まで利用可

(成年後見制度を利用する前に1回、
利用中に1回)

判断能力の低下した方を支援する、福祉や医療等の関係者で構成する「チーム」の成年後見制度の利用にまつわる困り事の解決を目的に、専門職をケースカンファレンス等に派遣し、「チーム」とともに支援の方向性を考えるとともに、専門的見地から助言を行います

!! こんな困り事ありませんか !!

- ▶ 成年後見制度の利用について関係者間で意見が分かれている
- ▶ 成年後見申立てを進めたいが関係者間の役割分担が決まらない
- ▶ 成年後見制度を利用するうえで課題がある
- ▶ 選任された後見人が支援に行き詰っている など

利用の
詳細は
裏面へ！

検討内容による専門職派遣例

※ 内容に応じて、複数の専門職を派遣する場合があります

虐待を受けている認知症高齢者の成年後見制度利用支援を行う際に留意すべき事項について	弁護士・社会福祉士
支援拒否のある精神障害者の成年後見制度利用のタイミングと申立人の選定方法について	司法書士・社会福祉士
知人から財産を搾取されている知的障害者を成年後見制度によって守る方法について	弁護士

京都市成年後見支援センター

【お問い合わせ】 電話：075-354-8815 FAX：075-354-8742

〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1

「ひと・まち交流館 京都」4階 京都市長寿すこやかセンター内

成年後見制度利用のための専門職相談員派遣事業 利用のご案内

事業利用対象者

自宅又は病院等で生活する、判断能力が低下した本人（京都市民に限定）を支援する、福祉・医療・地域等の関係者や成年後見人等により構成する「チーム」

申し込みから派遣の流れ

事業に関する問合わせ

事業に関して不明なことがあれば、京都市成年後見支援センターにお問い合わせください

申込み

本人の居住地を管轄又は措置する区役所・支所にお申し込みください

調整

京都市成年後見支援センターが派遣する専門職と日時を調整し申込者へお知らせします

派遣

指定された場所に専門職を派遣します

申込先

本人の居住地を管轄する、又は本人を措置する区役所・支所
・本人が高齢者の場合：健康長寿推進課
・本人が障害者の場合：障害保健福祉課

※ 申込みの際に、検討事例の概要と派遣場所（京都市内限定）をお知らせください



派遣する専門職

※ 相談内容に適した専門性をもつ専門職を派遣します

※ 派遣調整には若干の時間を要します

弁護士	第1木曜日	午前
	第2金曜日	午後
	第4火曜日	午後
司法書士	第2火曜日	午前
	第3火曜日	午後
	第4金曜日	午前
社会福祉士	第1火曜日	午後
	第2水曜日	午前
	第3金曜日	午前